

健康案内

検診

妊婦歯科健康診査

対妊娠16週〜27週の初妊婦
※27週を超えた方は健康課に
直接お問い合わせ下さい。
5月31日(火) 午後1時〜
2時10分受付(所要時間約1
時間)

場健康福祉会館
内歯科健康診査・歯科相談、
正しい歯のみがき方等
定15人(申し込み順)
申4月12日から電話でイベン
トダイヤル(☎724・56
56)へ。

問健康課☎725・5414
FAX725・5198

健康づくり

健康づくり講習会

「がんばらないダイエットを
始めてみませんか?」
無理なダイエットは継続し
ないもの。あなたなりのダイ

場同センター
内キャンプ指導補助、施設利
用者指導補助、主催事業補

健康づくり講習会日程表(全6回)

Table with 2 columns: 日時, 内容. Rows include dates from 5月11日 to 7月20日 and topics like 'メタボリックシンドロームと検査値' and '個別相談'.

エットを仲間と一緒に始めて
みませんか。左表の日程で行
います。

対市内在住の血液検査結果が
わかる健診結果表(おむね
4か月以内のもの)をお持ち
で、全回参加可能な、BMI
値(体重[kg]÷身長[m]
÷身長[m])が25以上の方

場健康福祉会館
定24人(抽選)

申4月28日までに電話で健康
課(☎725・5178)へ。
FAXでのお問い合わせはFAX
725・5198へ。

募集

大地沢青少年センター

アルバイト

対高校卒業以上の方で自然に
興味がある方
勤務期間 8月31日までの午
前8時30分〜午後5時、週2
日程度

場同センター
内キャンプ指導補助、施設利
用者指導補助、主催事業補



助、事務補助等
選考面接(日時は申し込み時
に決定)

申電話で大地沢青少年センタ
ー(☎782・3800)へ。
FAXでのお問い合わせはFAX
782・6815へ。

ご案内

年金受給者の

住所変更について

年金を受給している方が引
越しをする時には、年金事務
所(共済年金を受け取ってい
る方は各共済組合)へ住所変
更の届出が必要です。国民年
金、厚生年金受給権者の一年
金受給権者住所変更届は一は市
民課、保険年金課、各市民セ
ンターにあります。

また、町田市から転出され
る方は新しい住所地で手続き
をして下さい。

問八王子年金事務所☎042

公開している会議 傍聴のご案内

Table with 5 columns: 会議名, 日時, 会場, 定員, 申し込み. Row for '第10回町田市交通マスタープラン推進委員会'.

公共下水道への接続をお願いします!

Table with 2 columns: 利用可能になる地域, 供用開始日, etc. Row for '小山町, 玉川学園七丁目の一部'.

※対象となる方には、郵送で、切替工事の指定工事店名簿等を配布します。
※切替工事は必ず指定工事店をお願いします。また、費用の一部をお貸しする制度がありま
すので、ご利用下さい。

・626・3511、町田市
保険年金課☎724・212
7

家庭的保育者(保育ママ)を
利用しませんか?新たに2人
が開所
園児を募集します

集団保育と異なり、一定の
条件を満たし、居宅等で保育
を行う家庭的保育者2人が、
保育室を開所します。これに
あわせ児童を募集します。

対市内在住の0〜2歳で、認
可保育園に既に申し込みを行
い、待機児童となっている児
童

①鳴崎美恵子(小山町354
4-2 ハイムY101号
室、☎851・4300)
②佐藤八重子(本町田186
8-7 グリーンシティ14

市民センター・地域センター・町田
市民フォーラム・まちだ中央公民館
・町田市民文学館の
施設使用料を
改定します

施設を利用する方としない方の費用
負担の公平を図るため、2010年8
月に定めた「受益者負担の適正化に關
する基本方針」に基づき、施設使用料
を改定します。

改定にあたっては、施設の管理運営
における経費を計算し、その半額相当
を利用者の方に負担いただくことと
しました。

ご利用のお問い合わせは各施設へ。
問市民協働推進課☎723・28892
FAX723・2946

施設使用料の改定期期と申し込み開始時期

Table with 3 columns: 施設名, 新料金の適用時期, 申し込み開始時期. Rows list various facilities like '忠生市民センター' and '町田市民文学館'.

※新しい料金表は町田市ホームページ、施設案内予約システム、各施設に掲示して
います。

105号室、☎792・08
69)
②5月1日から
4月1日から

問子育て支援課☎724・2
138

小・中学校でかかる費用の一
部を
助成します

【就学援助費】

①生活保護を受けている方
②世帯全員の平成22年中の合
計所得の合算が一定基準額を
超えない方

○基準額とは

例えば本人・配偶者・子ど
も2人の4人家族で借家の場
合は年間の合計所得が約33
3万円以下、同様の家族構成
で持家の場合は年間の合計所
得が約250万円以下をい
います。

合計所得とは年間の収入か
ら必要経費を差し引いた額で
す。

ただし、この金額は大体の
目安で、年齢・家族構成によ
って異なります。

詳細は、学校から配布され
る「学校でかかる費用の援助
が受けられるお知らせ」就学
援助費」をご覧ください。

内学用品費、校外活動費、修
学旅行費、給食費等の援助
申4月28日までに、直接学校
または教育委員会学務課(郵
送可、4月30日の消印有効)

※5月以降も申請できます
が、認定月が変わります。

※市外に在住の方は、給食費
など一部の費目のみの支給と
なります。他の費目について
は、住民登録地の教育委員会
へお問い合わせ下さい。

※市内に在住で、町田市立以外
の小・中学校(中等教育学校
の前期課程を含む)に在籍の
方は、学務課へお問い合わせ
下さい。

◇

【就学奨励費】

対町田市立小・中学校の特別
支援学級に在籍する児童・生
徒の保護者

内学用品費・校外活動費・修
学旅行費・給食費・宿泊訓練
費等の援助(世帯の所得によ
り異なる)

※通級指導学級に在籍者につい
ては、通級費(通学費)のみ
を支給します。

※詳細は、学校から配布され
る「学校でかかる費用の援助
が受けられるお知らせ」就学
奨励費」をご覧ください。

申4月28日までに、直接学校
または教育委員会学務課(郵
送可、4月30日の消印有効)

◇

問学務課☎724・2176

町田市専修学校等在学心身障
がい者奨学金の
申請を受け付けます

市では、専修学校または各
種学校に在学している心身に
障がいのある方で、技術の習
得に努めている方に対して、
奨学金を支給しています。

対市内に住所を有し、次の①
②を満たす方 ①専修学校
等に在学し、職業のための技
術を修得する②身体障がい者
であって、障がいの程度が4
級以上である、または、知的
障がい者であって障がいの程
度が軽度以上である

内月額1万円の奨学金を支給
※所定の申請書と添付書類が
必要です。詳細は子育て支援
課(☎724・2138)へ
お問い合わせ下さい。申請の
締め切りは各月末日です。

◇